

# 特定類型該当性に関する申告書提出のお願い (ABCI利用法人の利用責任者様)

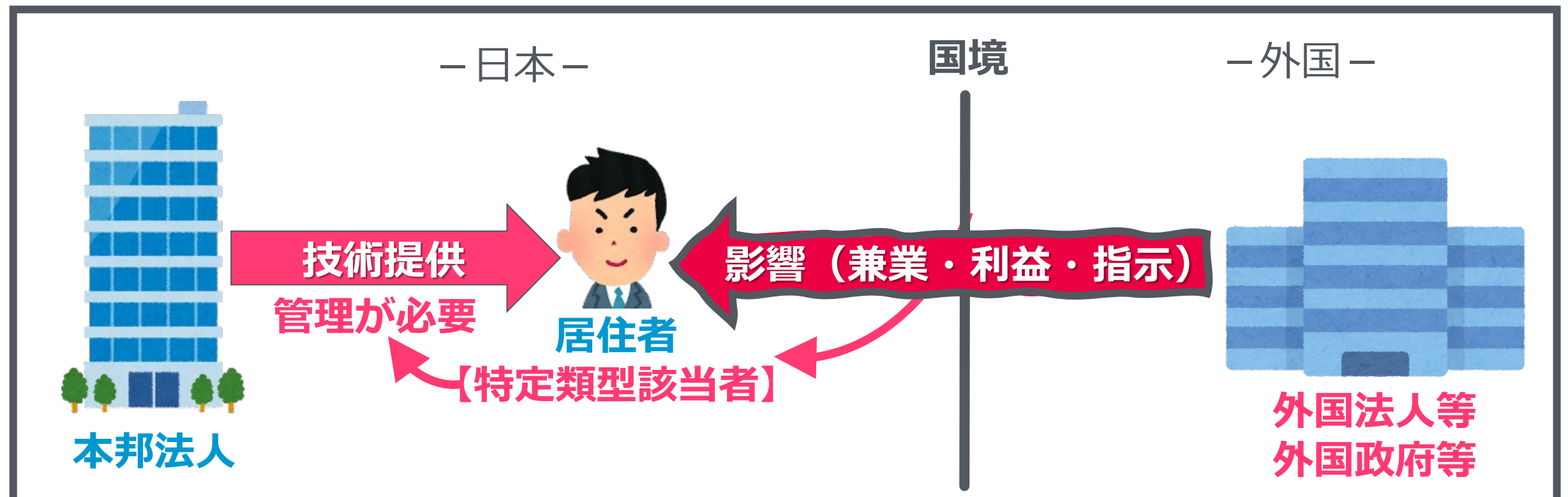
国立研究開発法人 産業技術総合研究所  
イノベーション推進本部  
連携企画部 国際室 安全保障輸出管理チーム

## 【ご注意】

本資料は、貴法人に申告書をご提出して頂くにあたり、ご提出の必要性等をご理解いただくことを目的としており、法令等の解釈を漏らさずご説明するものではございません。貴法人における法令等の運用におきましては、最新の法令等をご確認いただき、貴法人の判断で行われるようお願いいたします。

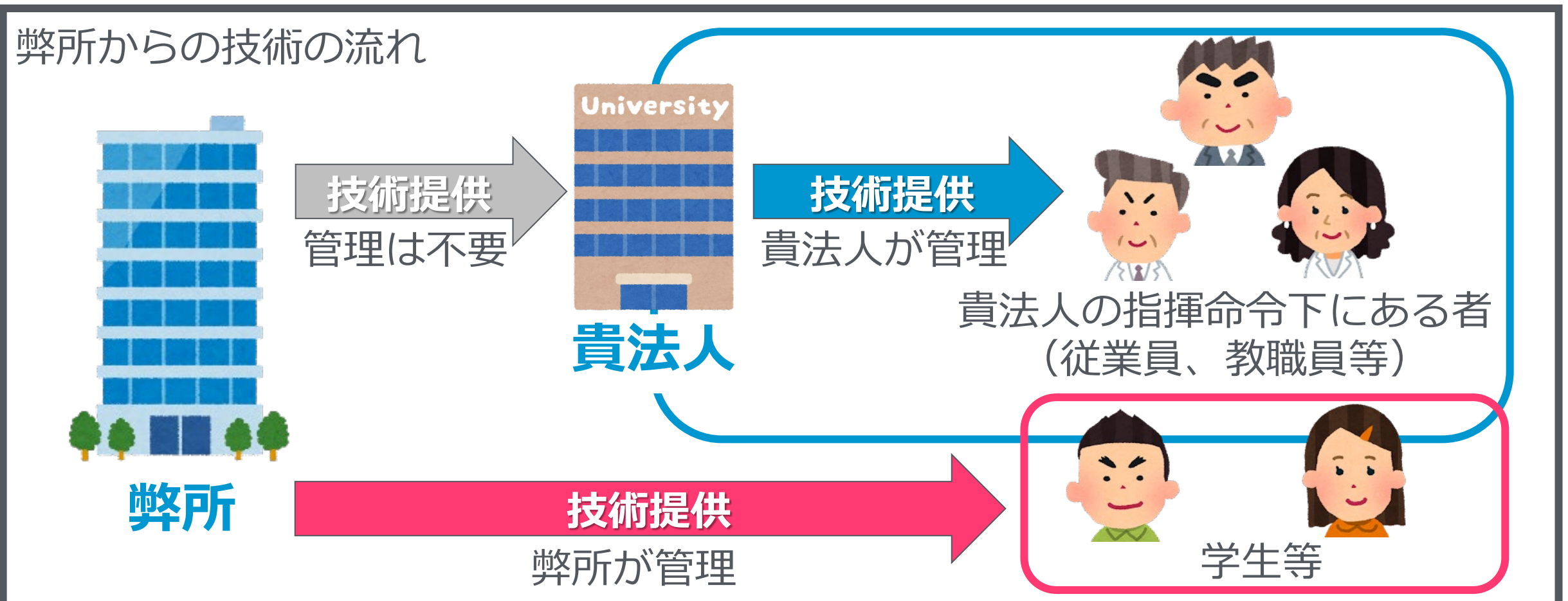
# 申告書提出のお願い

- 2022年5月1日付で、外為法の関連通達の改正があり、「**居住者**」であっても「**外国法人等や外国政府等の強い影響を受けている者**」は「**特定類型該当者**」と判断され、当該者への技術提供は安全保障輸出管理の対象となりました。
- この改正により、学生等（学生、JSPS特別研究員、名誉教授等の貴法人の指揮命令下でない者）については、弊所においても管理が必要となります（次頁参照）。
- **つきましては、特定類型該当性に関する申告書（輸出管理様式8 ABCI用）のご提出をお願いいたします。**



# 学生等への技術提供管理の必要性

- 貴法人の指揮命令下にある者（従業員、教職員等）については、弊所からの技術提供の流れは、法令上「弊所⇒貴法人⇒従業員、教職員等」と解釈されるので、必要な管理は貴法人がされることとなります。
- 一方、貴法人の指揮命令下でない者（学生等）については、弊所からの技術提供は、弊所において管理する必要がありますので、**特定類型該当性に関する申告書（輸出管理様式8 ABCI用）**のご提出を重ねてお願いいたします。



## (参考)

---

次ページ以降は、特定類型（類型①、類型②、類型③）の説明となりますので、申告書の記載の際にご参照ください。

なお、法令等の詳細は以下の経済産業省のサイトをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

# 類型①

外国法人等や外国政府等と雇用契約等を締結している



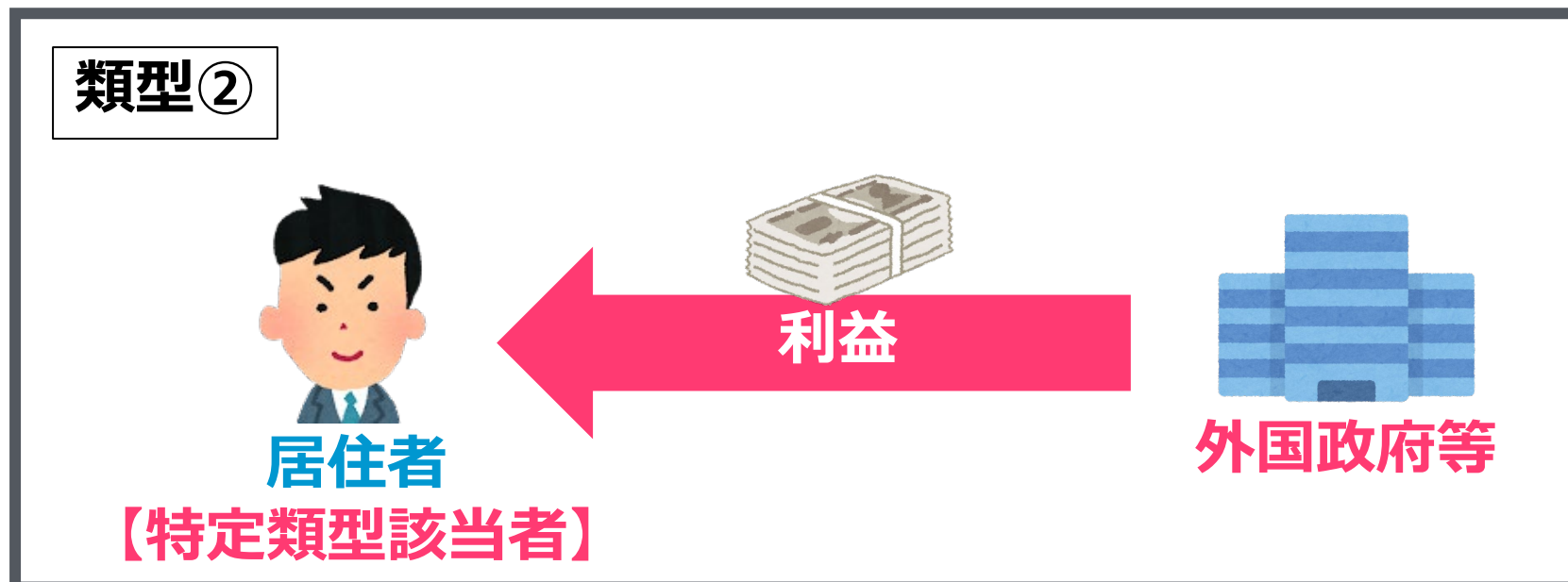
## 【具体例】

- ・ 外国組織（企業、大学、研究機関、政府機関等）と兼業をしている
- ・ 外国組織と契約（雇用契約、委任契約、請負契約等）をしている。
- ・ 外国組織の役員である。

**（注）外国組織に、日本法人（いわゆる外資系企業）は含みません。**

## 類型②

外国政府等から年間所得の25%以上の利益を得ている又は得ることを約束している



### 【具体例】

- ・ 現在、外国政府等から直接個人に資金提供（留学費用、生活費用、研究費用等）を受けている。又は資金提供を受けることを約束している。
- ・ 現在、外国の国費による留学生（国費留学生）である。
- ・ 過去に外国政府等から直接個人に資金の貸与を受け、その返済が将来、労務などにより免除される。

**（注）外国政府等には、日本の独立行政法人等に相当する外国の法人を含みます。判断に迷われる場合には、必ず「問い合わせ先」にご相談ください。**

**（注）資金提供は、直接個人に提供されるものが対象であり、組織へ配布された資金は含みません。**

## 類型③

日本における行動に関して外国政府等から  
具体的な指示や依頼を受けている



以上が、特定類型（類型①、類型②、類型③）の説明です。

判断に迷われる場合や、ご不明な点がある場合には、  
必ず「問い合わせ先」にご相談ください。

# お問い合わせ先

---

ABCI利用申請受付担当

E-mail : [application@abci.ai](mailto:application@abci.ai)